

著作権	判決年月日	令和3年3月11日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和2年(ネ)第10046号		

○ 同一のID及びパスワードにより複数のサービスを利用することができる会員制ネットサービスにおいて、登録された特定のID及びパスワードによりウェブサイト作成等のためのサービスの利用が開始されて開設されたウェブサイトで著作権を侵害する投稿がされた場合に、登録時に登録された電子メールアドレスが、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令」4号の「発信者の電子メールアドレス」に当たり、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」4条1項に基づき開示されるべき「発信者情報」に当たると認定した事例

(事件類型) 発信者情報開示 (結論) 原判決一部変更

(関連条文) 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」4条1項, 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令」4号

(原判決) 東京地方裁判所令和元年(ワ)第30272号・令和2年6月25日判決

判 決 要 旨

1 控訴人は、自ら配信するメールマガジンの文章である著作物(以下「本件著作物」という。)の著作権者であり、被控訴人は、「Ameba」という総称で各種のサービスを利用者一般に提供し、特に、登録した会員に対して、ウェブサイト等の作成に係る「Ameba Owned」という名称のサービス(以下「本件サービス」という。)を含む複数の種類の特定のネットサービス(以下、登録した会員に対するサービスを包括して「本件会員サービス」という。)を提供する株式会社である。

本件は、控訴人が、本件会員サービスの会員によって本件サービスを利用して開設された特定のウェブサイト(以下「本件サイト」という。)に、本件著作物と同一の記載内容を記載した記事(以下「本件記事」という。)が投稿されたことで、控訴人の著作権(複製権及び公衆送信権)が侵害されたとして、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「法」という。)2条3号の特定電気通信役務提供者である被控訴人に対し、法4条1項に基づく発信者情報の開示請求として、本件サイトを開設した会員に関する電子メールアドレス(以下「本件情報」という。)及び氏名又は名称(登録されている名称。以下同じ。)の開示を請求する事案である。

2 原判決は、氏名又は名称については、当該情報を被控訴人が保有しているとは認められないと判断して、電子メールアドレス(本件情報)については、登録時の本人情報として氏名等が提供されず電子メールアドレス等が提供されるような場合、登録者が真に本人の電子メールアドレスを提供したことには合理的疑いが残り、登録された電子メールアドレスが本人のものであると認めることは困難であるから、本件情報が法4条1項の「発信

者情報」に当たるとはいえないと判断して、控訴人の請求をいずれも棄却した。これを不服として、控訴人が控訴を提起した。なお、控訴人は、上記のうち氏名又は名称の開示請求の棄却部分については不服を申し立てなかった。

3 本判決は、本件会員サービスの利用開始の経緯、本件会員サービスの種類、本件会員サービスに関する規約の定め、本件サービスの利用開始の経緯並びに本件サイトの開設及び運営等の状況のほか、被控訴人による法4条2項に基づく意見照会の経緯について認定した上で、概要、次のとおり判断して、控訴人の本件情報の開示請求を認容した。

(1) 本件サービスは、本件会員サービスに登録した会員において、登録時に設定したパスワード等を入力しなければ利用できないものであるから、本件会員サービスへの登録手続をした者と本件サービスの利用者とは、通常、同一人と考えられる。また、本件会員サービスへの登録に当たっては、氏名等は含まれないものの所定の事項の入力が求められ、登録時に入力した電子メールアドレスに送信されたメールに記載されたURLをクリックして初めて本登録が可能となる。そして、本件会員サービスの会員は、当該登録により取得された一つのアカウントで、様々なサービスを利用することができる。

他方、本件規約は、登録時に虚偽の情報を掲載することや認証情報を第三者に利用させること等を禁止し、登録情報に変更が生じた場合や認証情報を第三者に知られた場合等の被控訴人への連絡義務等を定め、それらの違反や著作権を侵害する投稿をした場合等については被控訴人からの利用停止や退会処分等の制裁を課すこととし、以上の内容は、登録によって、会員と被控訴人との間の契約の内容となるとされている。

以上の点は、本件会員サービスへの登録に当たり、登録をする者が自らにおいて通常使用する電子メールアドレスを入力することを推認させる事情であるとともに、いったん会員となった者が、自己の認証情報を第三者に使用させたり譲渡したりすることがないことを推認させる事情であるといえる。

(2) 本件会員サービスへの登録から本件サイトの開設までには、約7か月の期間があったにすぎず、その間に認証情報が第三者に譲渡されたことをうかがわせる事情もない。かえって、上記の約7か月の期間は、本件会員サービスへの登録時点で本件サービス以外の各種のサービスの利用が予定されていたことをうかがわせるもので、これも登録者が自らにおいて通常利用する電子メールアドレスを登録に用いたことを推認させる事情である。

(3) 本件サイトが開設された後の投稿内容からすると、本件サイトの開設以降、本件サイトの運営者に変更があったとは考え難い。

(4) 被控訴人からの意見照会メールが到達しているとみられるにもかかわらず、何ら返信がないことは、上記(2)及び上記(3)で指摘した各点を踏まえると、本件サイトの開設の際に用いられたアカウントに係る会員（以下「本件会員」という。）において照会に誠実に回答する意向がないこと又は特段の意見がないこと若しくは開示を拒絶する合理的な理由を主張できないことを推認させる事情であるといえる。

(5) 上記(1)～(4)の点を踏まえると、本件会員及び本件記事を投稿した者は、同一人で

あると推認するのが合理的であり，この推認を覆すに足りる証拠はない。

したがって，本件情報が本件記事の投稿をした者の電子メールアドレスであるということができ，本件情報は，法4条1項の「発信者情報」に当たるといえる。